

最初に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 皆様、おはようございます。傍聴者の方には雪になってしましまして、お足元が悪い中お越しいただきまして本当にありがとうございます。9番の内海和子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

ニュージーランドでの地震に心を痛め、チュニジアに発する中東での民主化運動に不安を感じる世界情勢の中、日本の政局はますます不安定になっております。政権交代を選択した国民にとっては情けない状況ですが、これも私たち国民の責任なのかもしれません。そんな中での私たち議会人の役割をしっかりと感じ取りながら、今回も質問したいと思います。

先ごろ市民討議会の第3回コミュニティ2010、さかい“わいわい”ミーティング、副タイトルは「人口増加大作戦！住みよい境町のつくり方」の実施報告書を見させていただきました。これが、それで大変わかりやすくなっておりまして、皆さんもごらんになれると思いますけれども。

この会議は、昨年から町の新規事業として25万2,000円、今年度は24万4,000円の助成を受けている事業であります。総合計画の住民と行政が結び合う町づくりの中に位置づけられているものです。青年会議所が主催のこの会議は、今回で3回目と思いますが、それだけに報告書もわかりやすく、写真などが入って、参加しない者でも容易にその会議の様子がわかるというもので、過日町長へも報告されたものです。その様子は、「広報さかい」にも3月号に掲載されておりますので、住民の皆様もご存じかとは思いますが。

アトランダムに抽出した1,500人の中から最終的に参加した26名ほどの住民の意見をまとめたものと思います。さまざまの年代の方がいたようですが、その意見やアイデアはなかなか夢があつてよいのですが、行政や議会へ対しての不満がかなり多く出ておりました。この会合自体は、住民の意見を聞く場として今後も続ける意味はあると思いますので、この会合に疑義があるわけではありません。むしろ、このような住民参加の場をもっと多くつくっていただきたいと考えているものです。

しかしながら、その意見の中には井戸端会議的な発言もまとめられています。例えば、役場職員の定年を45歳にとか、議員は40歳までとか、あるいは議員が結婚相談所をつくり、ノルマを課すみたいな発言もありました。また、ほかの委員会などに参加しても感じることもありますが、町や議会の情報をもう少し知っていたならよいのと思うことがしばしばあります。意見を言うことは一向に構わないのですが、余りに事情を知らな過ぎる場合もあります。会議が一向に進展しないときもあります。こうした現象を見ますと、町は情報を正しく的確に説明し、提供しているのかと疑問になります。むしろ、聞き取る側の意識の問題もありますが、少なくとも会議に出席するからには何がしかの知識を持って参加しなければなりません。その資料となる情報が提示されていないとしたら、それは憂慮すべきことではないでしょうか。

そこで、第1項目として、情報公開についてお伺いいたします。境町では、平成12年9月に境町情報

公開条例が制定され、翌13年4月から施行されています。この条例は、住民の知る権利の保障として、行政の説明責任を明確にし、公正で開かれた町民本位の町政の推進に資することを目的としていて、住民のだれもが実施機関の情報を知ることができるというものです。実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者並びに議会のことです。これらの機関に関しての情報は知ることができるということです。

この条例を私が初めて議会に上がったときに所属していました総務委員会で、当時の落合耕一総務委員長のもと、調査研究し、制定の運びとなったものと記憶しております。

そこで、第1の質問は、この条例制定後の情報公開の件数と、どのような内容かについてお伺いします。これは、条例の30条、運用状況の公表というところで毎年1回情報の実施状況をまとめて公表することになっているからで、最近の公表はわかりませんでしたので、ちょっとお伺いいたします。

2番目としましては、さらに情報公開を図る上で議会のインターネット配信やわかりやすい予算書作成はいかがかということです。インターネット配信につきましては、今ではかなりの議会が取り組んでおりまして、茨城県では県議会、取手市、お隣の古河市も実施しています。特に取手市では、中継のほか議会開催時に登録者にメール配信をされていて好評のようです。こうしたインターネットによる情報網の利用は、住民との協働の町づくりをうたう行政においては、これからは必須のものとなると私は感じております。町執行部ではどのようなお考えがあるのかお聞きいたします。

また、予算書の公表は情報公開の原点でもあります。現在、町のホームページで予算、決算、財政状況などは公表されていますが、一般の方には用語や根拠もわからず、説明が不足していてわかりにくいものとなっています。そこで、この予算書をやさしくした説明書はできないものかということです。官民協働の町づくりは、既に第四次境町総合計画の中で時代の流れとしてパートナーシップという言葉で書かれています。しかしながら、官民協働の町づくりには情報の共有が欠かせません。情報が行政側だけにあるのでは、昔ながらの知らしむべからずの時代と変わらないのです。共有の情報を得て初めて協働の町づくり、住民参加の町づくりとなるのではありませんか。この大切な予算書の易しいやり方は、官民協働の町づくりに欠かせないものと考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、長野県小布施町の予算説明書、ここに使いますことしの予算はイラストや写真を入れて大変わかりやすいものとなっています。この予算説明書は、全世帯へ配られるというもので、まさに情報公開の原点であり、住民参加の基本ができていくというわけです。この小布施町のやさしい予算説明書の件は、21年12月議会で田山議員が取り上げ、昨年9月議会で私が総務委員長として研修結果を報告し、また前回12月議会では飯田議員も取り上げております。研修には執行部の方も参加されていますので、その後の取り組みについてお伺いいたします。

2項目めとしましては、歯の健康についてでございます。昨年11月に茨城県では歯の健康促進のため8020・6424推進条例を制定しました。これは、正しくは茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例というもので、歯と口腔の健康が県民の健康づくりに果たす役割は重要と考え、その基本理念や医療

福祉関係者の責務及び市町村や住民の役割を定めたもので、80歳で20本、64歳で24本以上の歯を保つことを推進するというものです。高齢社会となっている現在、この8020・6424運動は健康維持という点はもとより、だれもが避けられない認知症の発症が予防できるという点でも注目されているところです。そしゃくするという行為が脳を活性化させるということでございます。町では、高齢者の検診は特に設けていないと思いますが、老人会や成人検診の折にでもこの運動を推進し、もし達成している方がいたら、表彰するという制度など導入したらいかがでしょうか。多くの高齢者の関心事である健康に関しての表彰は、その方々の健康増進に励みとなるものと思います。執行部のお考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。明快なご回答をお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 皆さん、おはようございます。3月の定例会、予算委員会ということで、きょうは傍聴人の方も大勢お見えになっていただきまして、大変感謝申し上げたいと存じます。それでは、内海議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先般行われました市民討議会の結果を見る限り、情報が十分ではないのではないかと、こういうご質問でありますけれども、これはまとめたやつ、議員さんお持ちだと思いますけれども、こういうものが出ております。それと、今月の「広報さかい」の3ページですか、これを比較的わかりやすくまとめたものを掲載させていただいております。これにつきましては、議員さんご指摘のとおり、1,500名の方に、これ無差別で青年会議所のほうから町で情報を提供しまして、通知を送っております。それで参加したいという申し込みが今回は32名、そして実際参加したのが26名、その方たちが2回ほど討議会を開いてまとめたものがこの書類ということになります。そういう意味では、情報は十分に周知していると思うのですが、まして1,500名の中からぜひ出席したいという26名ですから、町のことも情報も十分に把握している人たちが、私は討議をしていただいているものと、このように感じております。具体的な提言につきましては、当然これは参考にさせていただいて、これからの行政に反映させてまいりたいと、こう思っております。

ただ、行政と議会に対する批判ということでもありますけれども、私は必ずしもそうはとらえていませんので、あくまでも提言という形でいただいておりますので、おもしろい提言が議員さんおっしゃるとおり、議員による結婚支援活動をしたらどうかとか、こういう提言もいただいておりますので、議会のほうでも十分ご協議をいただきたいと、このように申し上げたいと存じます。

私のほうからは以上でございまして、細かいところは担当者から説明をさせます。

○議長（木村信一君） 次に、総務課長。

〔総務課長 須長 弘君登壇〕

○総務課長（須長 弘君） 私のほうから、1点目の条例制定後の情報公開件数、どのような内容なの

か伺いたいというようなご質問にお答えをさせていただきます。

地方自治の理念にのっとりまして、知る権利の保障として情報公開を求める権利を明らかにし、行政の責任を明確にして町政に対する理解と信頼、そして参加を促進し、開かれた町政の推進を図ることといたしました「境町情報公開条例」が平成13年4月1日から施行されているところでございます。

まず、条例制定後の情報公開の請求件数でございますけれども、制度施行の平成13年度は12件、平成14年度が1件、平成15年度が6件、平成16年度が3件、平成17年度が1件、平成18年度はありませんでした。平成19年度が2件、平成20年度が11件、平成21年度が2件、平成22年度、今年度、これは2月末現在でありますけれども、6件というような請求件数でございます、総請求件数が44件というような状況でございます。

次に、内容でありますけれども、文書管理規定に基づく区分別にお答えをさせていただきますけれども、委員会の会議録関係で13件、申請、報告及び届け出に関する書類関係でございますけれども、これらにつきまして10件、予算、決算、出納及び財務に関する関係書類で6件、そのほか工事及び物品に関する書類関係で4件等が主な内容でございます。

地方自治におきましては、情報公開、住民の開示請求は不可欠な要素となっておりますので、開示請求制度と並行いたしまして、パブリックコメントなど情報共有を前提とする住民参加型の行政の推進を図る上では情報公開の重要性というのはより一層増してくるものというふうに考えてございます。

現在でも各計画策定におけるパブリックコメントや計画策定に際して参加をしてもらうこと、そして予算、決算などの財政状況の公表や職員の給与と職員数など、広報紙やホームページに掲載するなど、情報の提供に努めているところでございます。

新年度からは、新たに情報公開の一つといたしまして、内海議員さんからもご指摘をいただきました交際費につきまして、議長さんとも協議をさせていただきます、町長交際費と議長交際費につきまして、その支出状況をホームページで公表することとしてございます。4月の支出状況につきましては、5月に公表するというようなことになるかと思えます。

今後におきましても、行政への住民参加を促し、住民の意見が施策に反映される開かれた町政を実現するため、情報公開の推進や広報活動の充実、こういうものを一層図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 次に、財務課長。

〔財務課長 島根行雄君登壇〕

○財務課長（島根行雄君） それでは、私から2番目になります今後の取り組みとして、議会のインターネット配信やわかりやすい予算書作成はいかがかとのご質問にお答えを申し上げたいと思えます。

初めに、議会のインターネット配信につきましては、議員さんが申し上げるように情報公開の一環といたしまして、取り入れている団体もございまして、しかし、まず議会の中でご検討をしていただきたい

というふうに思います。よろしく願いをいたします。

次に、わかりやすい予算書の作成はいかがかとのご質問でございますが、平成22年第4回定例議会の中でもわかりやすい予算説明書についてのご質問をちょうだいいたしまして、答弁を申し上げてきたところでございます。特に平成22年第3回定例会において、総務委員会の所管事務調査報告書にございました小布施町の「ここに使います今年の予算」につきましては、情報公開の原則といたしまして、住民との情報の供用を重視するというで作成されたとのことでございます。

当町においては、予算に関する書類につきましては、地方自治法に定められた体系に沿って作成をしております。これまでも予算や決算並びに財政状況につきまして近隣市町村の広報紙やホームページなどを参考にいたしまして、公表をしているところでございます。

確かに、近年、各地方自治体においても従来のわかりにくい行政用語ではなく、イラストや写真を取り入れまして町の施策や財政状況などをできるだけわかりやすくまとめたものを作成いたしまして、ホームページなどで公表をしているようでございます。これらを踏まえまして、現在先進地の事例を参考にいたしまして、研究をしておりますが、今後費用対効果などを含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） まず、情報公開についてですね。もう制定されて10年ということで、どんなになっているかなと思ひまして、お聞きしました。ですけれども、やっぱり圧倒的に少ないかなという気がいたしました。それで、私、この一つの原因として情報公開を得るときの窓口の設置というものが何か図られていないのではないかなと思うのです。

それで、いつも私もとるときに総務課の窓口で要求するのですけれども、そのたびに何か印刷をして、申請用紙をやってくださるのですけれども、そういうことでなくて、ここに情報公開の窓口ありますというのをやっぱり市民の方にわかりやすいようなものをつくったらいいのかなと思うのです。

以前は受付というのありましたよね、丸いあそこの受付のカウンターがありまして、そこでいろんなことをお聞きできるというのもあったので、そこで聞けばどこへ行ったらいいというのわかると思うのですけれども、情報公開だけでなく、ほかの問題ももちろんあるのですけれども、特に情報公開を得ようとするときどこの窓口で、どのような手続をしたらいいのかということが多分わからないのではないかと思います。制定された時点においては広報紙で多分こうですよということは流されたと思ひますけれども、ですので、それで10年もたっておりますから、そういう意味ではやはり情報をもっと知りたいという方もこれからは多く出てこれらると思ひますので、ぜひ窓口をもう少し明確化してやっていただけるとありがたいなと思ひます。

それで、私がもう随分前に視察いたしました我孫子市なのですけれども、福嶋浩彦さんという方が以

前市長をなさっていたところなのですけれども、そこはちゃんと情報室というのがあるのですね、情報公開室というのがありまして、その当時、もう10年ぐらい前なのですけれども、ありまして、大変情報公開が図られているという市なのですけれども、そういうもう10年前にそういうものができているところもあるわけですので、室までは行きませんが、係あるいは受付のどこに行ったらわかるのかというようなことを、もう少し設置して、わからせていただければありがたいと思いますけれども、そうした窓口の明確化というのですか、そういうものに関してはいかがでしょうか。

○議長（木村信一君） ただいまの質問に対し、答弁求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） 内海議員さんの質問に対しお答え申し上げます。

情報公開は、実は事務の流れがございまして、議員さんご指摘のように、いわゆる窓口の設置あるいは明確化ということでございますが、当町の境町情報公開事務の流れでは、情報公開の窓口を規定をしてございまして、総務課というふうになってございます。したがって、例えば内海議員さんが情報公開を町のほうに請求をするといったときには、まず総務課のほうに来ていただいて、その相談を総務課で受け付けます。それで、総務課では、その情報の内容からして、例えば担当課のほうに照会をいたしまして、情報の回答という流れになるわけでございますが、そちらについて担当課のほうから総務課が回答を得まして、情報公開の請求者に対して情報公開の情報の特定、ありますよというふうな回答を申し上げまして、その後いわゆる情報公開の請求書を出していただくというふうな流れになりますが、それにつきましても請求書の收受につきましては担当窓口であります総務課のほうで收受をするという内容でございます。総務課で收受をしてから、担当課のほうに流すというふうな流れになってございます。

ご指摘では非常にその辺の流れがわかりにくいのではないかというふうなことでございますが、再度その辺も徹底を総務課のほうでいたしまして、いわゆる窓口につきましては総務課というふうなことで、今後もさらに徹底をし、なおかつわかりやすいような対応、具体的な検討を今後していきたい、このように考えておりますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 今のは、受け付けした後の内部内のあれだと思っておりますけれども、そうでなくて、窓口自体に、この窓口はこういうことを受け付けますよみたいなものがあるといいかなと。だから、総務課の窓口って、総務課も申しわけないのですけれども、1階と2階にあってわかりにくいところもあるのですよね、実際には。ですので、やっぱりそういう総務課という、もしあればありまして、その下に、これはどういうものを受け付けますというものとか、例えば総務課だけでは本当はないのですけれども、私が言いたいのはね、本当は。また、住民課も何かとるとき、こういうのできますよと、実際に

そういうことを掲げている町はあると思います。どういうときにこの課ですということをおね、と思いますので、そういう窓口をちょっと、こういうものは立てていただいてもいいとは思いますが、あればすぐにそこで行けるのではないかと。それで、役場になれていない方、やっぱりなかなか総務課に行くと、皆さん働いて、こうやってやっているところに向かって、言えないものもありますので、こういうものが何かもし出ていたら、容易に声かけられるのではないかと、そういうことを私は言っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） 議員さん、ご指摘の点も含めまして、極力1階の、いわゆる窓口で受けられるような体制を今後具体的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） では、ただいまのことはぜひご検討いただきたいと思っております。

それから、ここにはちょっと申し出てはいなかったのですが、パブリックコメントという方法もあると思うのですが、これはどのぐらい件数があるのでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

細かい数字については把握はしてございませんけれども、大変少ないというような状況でございます。今回も、ご存じのように男女共同参画プランについても、今パブリックコメントを募集しているところでございますけれども、ほとんどないというようなのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） パブリックコメントは確かに少ないと思っておりますけれども、実は私も大分以前にそのパブコメに応募しましたら、それが何かパブコメのその公表の段階でゼロという数字になっていましたので、本当にそのパブコメがちゃんと聞かれているのかどうかというの、実は疑問になったことがありますので、それは少なくともぜひ受け付けていただいて、生かしていただければなと思っております。それは、それだけのことで、パブリックコメントのほうも情報公開には欠かせません。数は少なくとも窓が開かれているということが意味があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、情報公開の場として、もちろん広報紙もありますし、ホームページもありますし、町はい

ろんなことをなさっていて、とてもいいと思いますけれども、ホームページの中で、これ、次の予算のほうに行くかもしれないのですけれども、例えば予算書とか掲示、載っていますけれども、アップされておりますけれども、予算書とか財政とかもちろん出ておりますけれども、もっと易しくしたものをしていただけるとありがたいかなと思うのですね。

例えば宮代町の例を言いますと、予算書ですね、各事業が全部出ていまして、しかもその予算の事業が1人当たりの単価が出ているのですね、幾らだという。そこまで出ていると大変すごく身近に感じて、わかりやすい情報になっていますので、ぜひそういうことも含めてわかりやすい情報を流すホームページの作成というのですか、そうしたものは非常に大事かなと思いますので、お願いできればなと思いますが、ホームページの充実に関してはどんなふうにされているのでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

ホームページでございますが、これはご案内のように全国の基礎自治体も含めまして、非常に熱心に取り組んで、どのような形で見ていただくかという努力をしているところでございますが、本町につきましては、やはり総務課で実は主管をしてございます。既にホームページについてはかなりの年数がたっておりますが、ホームページの立ち上げ当時はちょっと課の連携等々に実は課題がございまして、いわゆる情報の量が圧倒的に少なかったという時期もございました。しかし、その後もろもろの研究をいたしまして、総務課、当時は企画広聴課でございましたけれども、こちらに専門の職員を配置をいたしまして、そのホームページの研究等々を重ねてまいりました。大まかに申し上げまして、3回くらいは大きな更新を現在までもしてございます。

当然議員さんご指摘のように、ホームページに対しましてはアクセス件数が非常に最近多うございます。もちろん、これは一つには見ていただくと、行政情報を提供するというのも一つでございますが、さらには町長への手紙といいますか、町への要望等々、こういったものも非常に最近ふえておりまして、ネット通信をいたしまして町のホームページのほうに照会やら、あるいはご親切な方は全国からこういった状況については全国の状況はこうなっていますよと、したがってあなたの町もこのように直したらいかがですか等々、そういったご意見も確かにあるのも事実でございます。

したがって、当町としてはこのホームページにつきましてはさらにさらに充実をさせていかなければならぬというふうに考えているところでございます。特に行政の分野、非常に大きな大量の情報がございますので、今後のネットあるいはホームページのあり方というのがむしろ自治体の姿勢のあらわれというふうなことと言っても過言ではないというふうに考えているところでございますので、さらに各課で連携をとれるような検討委員会等々も立ち上げるような中で、各課の課題あるいは情報提供のあり方、あるいは同時に規制等もございまして、そういった点も含めまして、今後さらに研究をして、さらに体制を充実をさせるようなことで取り組んでいきたいというふうに考えてございます。その際は、



議員ご指摘のようにもっと易しく、もっとわかりやすくというのは当然住民目線で当たり前のことでございますので、それらを基本といたしまして、さらに検討を加えていきたい、このように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 本当にホームページの充実って非常に大切かなと思います、私なども大分あちこちのホームページでいろいろ調べさせていただきますので、そうしますと大体そのまちの様子わかりますから、それで今おっしゃったようにぜひ充実図っていただきたい。最近、気がついたのですけれども、行政相談とか法律相談、育児何とかというものがもう終わった時点のものが掲載されていたりということあります。やっぱり情報は常に、特にホームページはやっぱり新しい情報でないという意味がないと思いますので、ぜひそのところは大変かもしれませんが、できなくはないのではないかなと思いますので、ぜひその充実を図る上でよろしくお願ひしたいと思います。

それから、情報公開条例の中に、ちょっと前後してしまいますけれども、条例の29条の中には検索資料の作成というのがありまして、町は情報を提供するに当たって目録をちゃんと作成して、整備しておかなければならないというのがあるのですけれども、その辺のファイリングシステムなどはちゃんとできているのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） ただいまの内海議員さんのご質問に対しお答え申し上げます。

確かに29条では検索資料の作成、30条においては運用規定状況の公表というふうなことで定められております。文書の目録としては、原則として毎年1回、定期的に主管課から提出された資料をもとに加除修正し、整備をします。さらには、一覧の、一般の閲覧に供するというふうなことでございますが、この資料等々につきましては、現在のところ必ずしも十分にこのような形で作成されているかというふうなことについてはちょっとまだ疑問がございますので、まことに申しわけないのでございますが、今後につきましてはさらにこの条例の趣旨を踏まえまして、解釈、運用に供するような努力をしてみたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 制定されて10年たつのにまだそのファイリングシステムというのですか、ちゃんと整備されていないのは非常に残念なことかなと思います。28条にも情報公開の総合的推進というのがあって、情報公開の推進に努めなければならないというところもありますので、そのところからかん

がみても先ほどの窓口も、情報公開の一つのものになると思いますし、今言ったファイリングシステムも整備していく、いつ、どこでもすぐにこういう会議録欲しいと言ったら出る状況にしておくべきではないかと私、思いますので、もう10年もたったことでありますので、ぜひその辺のところは研究し、充実させていただきたいなと思います。それは、要望として今申し上げておきます。

では、第1項のところは……それからインターネットのことで、議会で検討してということでしたので、もちろんこれ、議会内のことですから、それはそうだとは思いますが、ですので議会の方のほうにもちょっと申し上げたいのですけれども、余りお金もかからないらしいのですね、例えば取手市というのは私もよくわからないのです、スティッカムという方法で、年間六、七万円しかかからないということですね。流山市ではユーストリームというのですか、これはちょっともう少しかかるということなのですから、いずれにしても予算的には本当にかからない。それでいて情報公開がきちっとできる、それから傍聴にお越しにならなくても家で見られるという、そういう利点がありますので、まさに県議会などはそういうのをやっておりますので、私も時々拝見しておりますけれども、そういうことを開かれた議会ということでやっていけるといいかなと思います。これは、議長のほうに言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、大いに検討していきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第1のものはそれで、はい。

○議長（木村信一君） よろしいですね。

○9番（内海和子君） はい。

○議長（木村信一君） これで1項目についての質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

民生部長、お願いします。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） それでは、続きまして「歯の健康について」とのご質問にお答えをいたします。

「茨城県では、歯の健康促進のため、8020・6424推進条例、これは80歳で20本、64歳で24本というものでございますけれども、その推進条例を策定をいたしました。当町では、成人の歯の検診はないが、達成している方がいれば表彰制度を設けてはどうか、健康の励みになると考える」とのご質問でございますが、近年、歯と口腔の健康については、虫歯や歯周病などの予防という観点にとどまらず、健康で豊かな生活を送るために、乳幼児期から高齢期までのライフステージにおけるきめ細やかな対策が必要であるとされております。

乳幼児期では、食べる機能の獲得や身体の成長、発達のために、学齢期では健全なそしゃく能力の育成や食習慣の形成のために大変重要であり、食育と関連した取り組みなども広がっているところでございます。

成人期では、メタボリックシンドロームとそしゃく機能との関連や、糖尿病などの生活習慣病と歯周病との関連が注目され、さらに高齢期では口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防や口腔機能の維持・向上が介護予防の重要な要素であることが広く認識されてきているところでございます。このように、歯と口腔の健康は生涯を通じた健康づくりに直結するものとして、総合的、体系的に取り組むことが必要と言われているところです。

ご質問の「8020・6424」は、国が「21世紀における健康づくり運動」（健康日本21）の中で、80歳で20本以上の歯を保つことを最終目標とし、64歳で24本以上の歯を保つことを中間目標として、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するというところでございます。

そして、茨城県でも「健康いばらき21プラン」の中で「歯と口腔の健康」、「歯周病」対策として、8020・6424の目標を定めまして推進を図っております。

また、昨年の茨城県議会第3回定例会におきまして、議員発議により「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」が提案されまして、9月28日に公布、11月28日に施行されております。

ご指摘のとおり、当町では乳幼児期・学齢期の歯科検診は実施しておりますが、成人期や高齢期での歯科検診は実施しておりません。しかし、県の条例施行を受けまして、町としても歯の健康についての知識の理解、啓発を図るため、健康指導事業の一環といたしまして、成人・高齢者を対象に歯科健康教室の開催を計画しまして、平成23年度予算に計上させていただいたところでございます。

今後とも成人期や高齢期の歯と口腔の健康づくりをどのように進めるか、先進例に学びまして、検討を進め、県の条例に明記されました自治体の役割に基づき、その責務を果たすべく努力をしてまいりたいと考えております。

また、表彰制度を設けてはどうかとのことでございますが、現在県及び茨城県歯科医師会が主催となりまして、80歳以上の方を対象とした高齢者のよい歯のコンクールが毎年実施されております。しかし、県の主催であることから、住民の方々には広く浸透していないと考えられます。確かに表彰制度はコンクールに入賞された方には励みにもなりますし、歯の健康づくりが大切さをアピールするきっかけになると考えられます。歯の健康が、体の健康と密接につながっているということの啓発とあわせ、今後境町歯科医師会を初めとした関係者の方々と協議をさせていただく考えでありますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、今の答弁ですと歯科の健康教室ですか、開催するというのを今回予定しているということでございますので、とてもよかったかなと思います。

それと、歯科医師会などと検討してということでございますけれども、そうですね、表彰制度と私が言ったのは、だからそういうときに達成している方に何がしかの町長さんと歯科医師会の方とで連名で

表彰状ですか、出すといいのではないかなという案なのですね。

小山市などでは、それ実行していきまして、歯科医師の方にお聞きしたのですけれども、結構喜ばれているよということなのですね。やっぱり一般の方がなかなかどういう形であれ、町からとか、そういうところから表彰いただくってなかなかないものですから、健康を表彰されるととてもうれしいのではないかなと私は思いますので、いかがでしょうか、町長、そういう表彰制度は。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 私は、自分の健康というのは基本的には自分が守るといふ、こういう姿勢が一番大切であります。糖尿病とか血圧とかと、これ多くの方が持っている病気の一つなのですから、これ、だれもかかりたくてかかる人はいないと思うのです。さらに、歯でも同じだと思ふのです。だれも年寄りまで丈夫でいたいといふのは、これ当然のことでありまして、それを表彰ということになりますと、結構難しいかなと思ふます、正直言つて。

では、いろんな健康に対して表彰するということになりますと、さっき言つたとおり、それぞれがそれぞれの健康を守るといふことでやっていますので、歯だけを取り上げるのもどうなのかなということもありますし、その辺はまだ歯科医師会とも話し合っておりませんし、全然多くの方の意見も聞いていませんので、一概には申し上げられませんけれども、すぐ表彰制度をつくるとかということではなくて、しばらく協議する時間をいただきたいと、このように思ふますので、よろしく願ひいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 別に、もちろん健康は自分のことかもしれませんが、長生きしていることで表彰されるのも私はうれしいのではないかなといふ、そういう意味もありますよね。ですので、ぜひ今後検討していただきたい、そしてまた実施しているところもあるわけですので、そういうところを参考にして、住民の方に喜んでいただける制度ができればいいかなと思つておりますので、よろしく願ひいたします。

以上で、はい。

○議長（木村信一君） これで内海和子君の一般質問を終わります。